

民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に
関する基本方針の変更について

平成 30 年 10 月

内閣府民間資金等活用事業推進室

本年 6 月に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 60 号）」（以下、「改正法」という。）が成立したことに伴い、以下の事項を追記。

（１）PFI 事業導入の検討及び具体の案件形成に努める旨の明記

改正法第 4 条第 2 項第 1 号において、基本方針の内容として、公共施設等の整備等に関する事業における基本理念（第 3 条第 1 項）の趣旨に沿った民間資金の活用、経営能力及び技術的能力の活用に関する基本的な事項を追加したことに伴い、公共施設等の整備等に関する事業のうち、その実施を民間事業者に行わせることが適切である事業については、PFI 事業の導入を検討し、具体の案件形成につながるよう努めるものとする旨規定。

（２）ワンストップ窓口制度及び報告徴求、助言・勧告制度に関する
手続の追加

改正法第 15 条の 2 及び第 15 条の 3 の規定を踏まえ、ワンストップ窓口制度における申請や回答に係る手続、改正法に基づき助言・勧告を行う基準等について規定。

（３）その他条ずれ等に係る修正